

令和3年10月度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年10月25日(月) 午後3時00分～午後3時32分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 報告第1号 合意解約通知の報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13名)

1番 飯塚 信子	2番 岩崎 十三江	3番 木村 輝義
4番 小林 利信	5番 櫻井 正彦	6番 関口 裕
7番 高野 光和	8番 長澤 修一	9番 深澤 良朗
10番 藤生 定雄	11番 星野 邦夫	12番 前原 卓
13番 根岸 始		

5. 欠席した農業委員 (0名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12名)

1番 赤石 憲治	2番 阿左美 和男	3番 新井 将彦
4番 金子 昇	5番 小林 和弘	7番 鈴木 伸一
8番 高橋 隆	9番 武 裕士	10番 田村 範行
11番 星野 憲三	12番 松島 政治	13番 森下 幾久雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1名)

6番 斎藤 悦子

8. 出席した事務局職員 (4名)

事務局長 荒井 英夫	事務局長補佐 森田 憲一
主査 下田 幸子	主任 古郷 真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和3年10月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、農業委員はおりません。また、農地利用

最適化推進委員は、1名欠席です。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年10月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和3年10月25日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：飯塚 信子 委員」と「2番：岩崎 十三江 委員」の両名にお願いいたします。

#### 議事

##### 報告第1号

会 長 日程第1報告第1号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番  
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

##### 1番

会 長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

##### 議案第1号

会 長 日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容の説明)

番号1番。申請理由、現在、施設野菜及び露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、遺贈により借入地であった申請地を譲り受けたく申請するもの。

番号2番。申請理由、現在、園芸及び稲作を中心とした農業を営んでいますが、高齢で病弱な父より申請地を譲り受けたく申請するもの。

番号3番。申請理由、現在、ミニトマトを中心とした農業を営んでいますが、夫より申請地を譲り受け、経営の安定を図りたく申請するもの。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

### 1番

会長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

### 2番

会長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

### 3番

会長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

## 議案第2号

会 長 日程第3 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番  
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)  
番号1番。申請地を貸家住宅用地として敷地拡張したく申請するもの。始末書添付。大間々の宅地 813.22 m<sup>2</sup>と一体利用。  
以上、1件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

### 1番

会 長 番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

### 1番

会 長 番号1番について、大間々7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、前原です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇の脇の道を真っ直ぐ南に下りまして、細い路地を右に入ったすぐ右手側です。すでに農地という状態ではありません。間違えてそのまま使ってしまったということで仕方がないかなと思うのですが、慎重審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

### 1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

### 議案第3号

会 長

日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

まず最初に、4ページの番号1番から番号4番を説明します。

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。現在、市内で不動産を営んでいますが、住宅地として最適な申請地を買い受け、建売住宅及び道路用地といたく申請するもの。始末書添付。

番号2番。阿左美横断歩道橋架設工事に伴い、申請地を借り受け、大型クレーン・大型ダンプなどの作業機械を設置する作業用地といたく申請するもの。阿左美沼土地改良区。一時転用期間は令和3年11月1日から令和4年10月30日。

番号3番。現在、市内で不動産を営んでいますが、住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。阿左美の宅地983.82㎡と一体利用。

番号4番。笠懸西小学校新設工事の進捗に伴い従業員駐車場等の移転が必要なため、申請地を借り受け、駐車場・資材置場・仮設事務所用地といたく申請するもの。大間々用水土地改良区第9工区。一時転用期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日。

以上、4件の審議についてよろしくおねがいたします。

### 1番

会 長

番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

### 1番

会 長

番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員

5番、櫻井です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇の交わる交番がある交差点を南下します。三つ目の信号を右折し北上します。70メートルほど進んだ左手側にあります。現場を見たところ長年通路として使われてきているという感じでした。畑はトラクターで耕してありまして、周囲は家だらけです。宅地としては最適かと思いますが、慎重審議をよろしくおねがいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

### 1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

## 2番

会 長 番号2番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、藤生です。地図の3番をご覧ください。申請地は〇〇の西側の隣接地です。以前にも申請が提出されております。本来であれば、鉄板を全て撤去して一時転用を出すこととなりますが、歩道橋の工事がなかなか進まず、一時転用期間をさらに1年間延長しています。慎重審議をよろしく願います。

会 長 申請地は一時転用期間が到来しましたので、本来であれば農地に戻すべきなのですが、まだ工事の途中ですので、鉄板が敷き詰めてあります。それを撤去すると、工事がますます遅れてしまうということです。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地の転用は原則として、許可することができませんが、横断歩道橋架設工事に伴う作業用地を目的とする一時転用については、3年以内の期間であること、申請地の代替となる土地がないこと、当該農地及び周辺農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること、農業用振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことなど、定められた要件を満たせば例外的に許可することができます。

## 2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

### 3番

会 長

番号3番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、木村です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇がある信号を400メートルほど南下した右側です。以前にアパートがあったところを壊してあります。その裏と東側が今回の申請地です。雑草が多少生えておりましたが、特段問題はないと思いますので、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

### 3番

会 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

### 4番

会 長

番号4番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、長澤です。地図の5番をご覧ください。申請地は建設中の〇〇の西側の隣接地です。工事のための駐車場の一時転用ということです。申請地は綺麗にならされておりました。特段問題はないかと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

### 4番

会 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 5ページをお願いします。番号5番から番号9番を説明します。  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号5番。現在、市外で建設業及び不動産業を営んでいますが、住宅地に適した申請地を買い受け、建売分譲住宅及び道路用地といたく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11工区。  
番号6番。現在、申請地の近隣で整形外科を開業していますが、駐車場が手狭になったため、申請地を買い受け整形外科の駐車場として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。  
番号7番。現在、市外で不動産業を営んでいますが、住宅地に適した申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々町の雑種地41㎡と一体利用。  
番号8番。現在、借家生活をしていますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。  
番号9番。現在、申請地近隣でアウトドアレジャー業を営んでいますが、申請地を買い受け、来客用駐車場として利用したく申請するもの。理由書添付。  
以上、5件の審議についてよろしくおねがいたします。

#### 5番

会 長 番号5番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の6番をご覧ください。申請地は〇〇の信号を南に下りまして、両毛線の高架を下りたところの信号を右折します。300メートルほど進みまして十字路を右折します。50メートルほど進んだところが申請地です。申請地は地図にあるようにコの字型になっておりまして、中に畑が取り残された様な形になっております。現地確認時に耕作者がおりましたので、今回の申請について確認したところ、日陰になるので大丈夫ですとのことでした。申請地は全体に草が生えておりましたが、特段問題はないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確



実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

#### 5番

会長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

#### 6番

会長 番号6番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の7番をご覧ください。〇〇より〇〇を南に400メートルほど進みますと、T字路に当たります。T字路を右折して200メートルほど進みまして、十字路を左折します。100メートルほど進むと申請地があります。申請地は草が生えておりまして、南側に整形外科がございます。その駐車場ということで、特段問題は無いかと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

#### 6番

会長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

#### 7番

会長 番号7番について、大間々7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、前原です。地図の8番をご覧ください。〇〇を南下して三つ目の角を右折します。住宅一件過ぎてすぐ隣が申請地です。公図では申請地の間に道がありますが、実際には道はなく一体の耕された農地になっていました。四方が住宅に囲まれておりまして、特段問題はないかと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

#### 7番

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

#### 8番

会 長 番号8番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、飯塚です。地図の9番をご覧ください。〇〇の通りを南に下ります。100メートルほど進み、〇〇を左折します。〇〇という車の修理屋さんを右折します。100～150mほど進むと申請地です。相続が発生してこういった状況になったかと思います。周囲は住宅地ですので何ら支障はないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

#### 8番

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

9番

会 長 番号9番については、理由書の添付がありますので、事務局より理由書の朗読をお願いします。

事務局 (理由書の朗読)

9番

会 長 番号9番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の10番をご覧ください。〇〇を渡って、〇〇から〇〇方面に概ね3.5キロメートル北上します。〇〇から〇〇に向かって右折した三角地が申請地です。現況は山林と書いてあるとおり、木が四、五本生えています。申請地は〇〇より1.5メートルほど低くなった場所にあります。平らなところに駐車場を作るのであれば、東側の擁壁は必要ありませんが、南側は住宅があるので擁壁が必要かと思えます。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

9番

会 長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が4件、再設定が4件ございます。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)  
以上、新規設定が4件、地積は6,987㎡となります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号4番について採決をいたします。番号1番から番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番は可決いたします。

事務局 7ページをお願いします。再設定が4件、地積合計は10,670㎡となります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号4番について採決をいたします。番号1番から番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和3年10月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和3年10月25日 午後3時32分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

..... 印

1 番委員

..... 印

2 番委員

..... 印